

旧	新																																					
13 電気契約種別 電気契約種別は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>需要区分</th><th>電気契約種別</th></tr><tr><td rowspan="11">電灯需要</td><td>エネワンスタンダード</td></tr><tr><td>エネワン L プラン</td></tr><tr><td>エネワン LL プラン</td></tr><tr><td>いちたかゴールド</td></tr><tr><td>いちたかプラチナ</td></tr><tr><td>L プランゴールド</td></tr><tr><td>L プランプラチナ</td></tr><tr><td>LL プランゴールド</td></tr><tr><td>LL プランプラチナ</td></tr><tr><td>エネワン C プラン</td></tr><tr><td>その他のプラン</td></tr><tr><td>電力需要</td><td>エネワン低圧プラン</td></tr></table>	需要区分	電気契約種別	電灯需要	エネワンスタンダード	エネワン L プラン	エネワン LL プラン	いちたかゴールド	いちたかプラチナ	L プランゴールド	L プランプラチナ	LL プランゴールド	LL プランプラチナ	エネワン C プラン	その他のプラン	電力需要	エネワン低圧プラン	13 電気契約種別 電気契約種別は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>需要区分</th><th>電気契約種別</th></tr><tr><td rowspan="13">電灯需要</td><td>エネワンスタンダード</td></tr><tr><td>エネワン L プラン</td></tr><tr><td>エネワン LL プラン</td></tr><tr><td>いちたかゴールド</td></tr><tr><td>いちたかプラチナ</td></tr><tr><td>L プランゴールド</td></tr><tr><td>L プランプラチナ</td></tr><tr><td>LL プランゴールド</td></tr><tr><td>LL プランプラチナ</td></tr><tr><td>エネワン C プラン</td></tr><tr><td>エネワン C プラン L</td></tr><tr><td>エネワン C プラン LL</td></tr><tr><td>その他のプラン</td></tr><tr><td rowspan="4">電力需要</td><td>エネワン低圧プラン</td></tr><tr><td>エネワン低圧プラン S</td></tr><tr><td>エネワン低圧プラン M</td></tr><tr><td>その他のプラン</td></tr></table>	需要区分	電気契約種別	電灯需要	エネワンスタンダード	エネワン L プラン	エネワン LL プラン	いちたかゴールド	いちたかプラチナ	L プランゴールド	L プランプラチナ	LL プランゴールド	LL プランプラチナ	エネワン C プラン	エネワン C プラン L	エネワン C プラン LL	その他のプラン	電力需要	エネワン低圧プラン	エネワン低圧プラン S	エネワン低圧プラン M	その他のプラン
需要区分	電気契約種別																																					
電灯需要	エネワンスタンダード																																					
	エネワン L プラン																																					
	エネワン LL プラン																																					
	いちたかゴールド																																					
	いちたかプラチナ																																					
	L プランゴールド																																					
	L プランプラチナ																																					
	LL プランゴールド																																					
	LL プランプラチナ																																					
	エネワン C プラン																																					
	その他のプラン																																					
電力需要	エネワン低圧プラン																																					
需要区分	電気契約種別																																					
電灯需要	エネワンスタンダード																																					
	エネワン L プラン																																					
	エネワン LL プラン																																					
	いちたかゴールド																																					
	いちたかプラチナ																																					
	L プランゴールド																																					
	L プランプラチナ																																					
	LL プランゴールド																																					
	LL プランプラチナ																																					
	エネワン C プラン																																					
	エネワン C プラン L																																					
	エネワン C プラン LL																																					
	その他のプラン																																					
電力需要	エネワン低圧プラン																																					
	エネワン低圧プラン S																																					
	エネワン低圧プラン M																																					
	その他のプラン																																					
14 契約種別の変更 お客さまに適用される電灯需要の電気契約種別は、次のいずれかに該当する場合、15	14 契約種別の変更 お客さまに適用される電灯需要の電気契約種別は、次のいずれかに該当する場合、15（電																																					

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和7年4月1日実施

旧	新
（電灯需要）<u>(1)から(11)</u>に定める電気契約種別の各適用範囲にかかわらず，15（電灯需要）<u>(1)から(11)</u>に定める電気契約種別の各適用範囲に従って変更されるものといたします。この場合，電気契約種別は，次のいずれかに該当したことを当社が覚知した日以降最初の計量期間等の始期に変更されるものといたします。また，39（供給契約の変更）の規定にかかわらず，お客さまが電気契約種別の変更の申出を行い，お客さまと協議のうえ当社が承諾した場合には，15（電灯需要）<u>(1)から(11)</u>に定める電気契約種別の各適用範囲に対応する電気契約種別に変更できるものといたします。この場合，電気契約種別は，当社が定める変更日をもって変更されるものとします。 (1) 15（電灯需要）<u>(1)から(11)</u>に定める電気契約種別の各適用範囲の要件を満たさなくなった場合 (2)～(6)（省略） 15 電灯需要 (1)～(10)（省略） （新規追加）	灯需要）に定める電気契約種別の各適用範囲にかかわらず，15（電灯需要）に定める電気契約種別の各適用範囲に従って変更されるものといたします。この場合，電気契約種別は，次のいずれかに該当したことを当社が覚知した日以降最初の計量期間等の始期に変更されるものといたします。また，39（供給契約の変更）の規定にかかわらず，お客さまが電気契約種別の変更の申出を行い，お客さまと協議のうえ当社が承諾した場合には，15（電灯需要）に定める電気契約種別の各適用範囲に対応する電気契約種別に変更できるものといたします。この場合，電気契約種別は，当社が定める変更日をもって変更されるものとします。 (1) 15（電灯需要）に定める電気契約種別の各適用範囲の要件を満たさなくなった場合 (2)～(6)（省略） 15 電灯需要 (1)～(10)（省略） <u>(11) エネワンCプランL</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること</u> <u>(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること</u> <u>ただし，1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望</u>

旧	新
	<u>され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u> <u>ハ 契約容量</u> <u>(イ) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。</u> <u>(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることができます。</u> <u>ニ 料金</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧	新
(新規追加)	料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。 <u>木その他</u> 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。 <u>(12) エネワンCプランLL</u> <u>イ 適用範囲</u> 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <u>(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること</u> <u>(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること</u> ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業

旧	新
	<u>者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。</u> <u>ハ 契約容量</u> <u>(イ) 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。</u> <u>(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることができるものとします。</u> <u>ニ 料金</u> <u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサ</u>

旧	新
(11) その他のプラン <u>15（電灯需要）（1）から（10）</u>の適用条件によらない契約，またはお客さまが希望され，かつ当社が認めた場合においては，お客さまと当社との間で協議によりその他のプランを個別に設定する場合があります。 16 電力需要 エネワン低圧プラン <u>(1)</u> 適用範囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <u>イ</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，<u>イ</u>に該当し，かつ，<u>ロ</u>の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50	<u>ルサービス調整額の合計といたします。なお，全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</u> <u>ホその他</u> <u>契約主開閉器を無断で取り外す，交換する等により，電灯または小型機器を使用することは不正利用となり，供給契約を解約することがあります。この場合，34（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u> (13) その他のプラン <u>15（電灯需要）（1）から（12）</u>の適用条件によらない契約，またはお客さまが希望され，かつ当社が認めた場合においては，お客さまと当社との間で協議によりその他のプランを個別に設定する場合があります。 16 電力需要 <u>(1)</u> エネワン低圧プラン <u>イ</u> 適用範囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 <u>(イ)</u> 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること <u>(ロ)</u> 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，<u>(イ)</u>に該当し，かつ，<u>(ロ)</u>の契約電流または契約容量と契約電力との

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧	新
キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 <u>(2)</u> 供給電気方式、供給電圧および周波数 (省略) <u>(3)</u> 契約電力 <u>イ</u> 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。 <u>ロ</u> 電気の使用実態に応じ、<u>イ</u>で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることができるものとします。 <u>(4)</u> 料金 (省略) <u>(5)</u> その他 (省略) (新規追加)	合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 <u>ロ</u> 供給電気方式、供給電圧および周波数 (省略) <u>ハ</u> 契約電力 <u>(1)</u> 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとしします。 <u>(ロ)</u> 電気の使用実態に応じ、<u>(1)</u>で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることができるものとします。 <u>ニ</u> 料金 (省略) <u>ホ</u> その他 (省略) <u>(2)</u> <u>エネワン低圧プラン S</u> <u>イ</u> <u>適用範囲</u> <u>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(1)</u> <u>契約電力が原則として 50 キロワット未満であること</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧	新
	<u>(0) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること</u> <u>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(0)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。</u> <u>ハ 契約電力</u> <u>(イ) 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとし</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧	新
(新規追加)	<u>す。</u> <u>(0) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることが出来るものとします。</u> <u>二 料金</u> <u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</u> <u>ホその他</u> <u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u> <u>(3) エネワン低圧プラン M</u> <u>イ 適用範囲</u> <u>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</u> <u>(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること</u> <u>(0) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること</u> <u>ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望</u>

旧	新
	<u>され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u> <u>□ 供給電気方式、供給電圧および周波数</u> <u>供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなる場合があります。</u> <u>ハ 契約電力</u> <u>(イ) 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めるものとします。</u> <u>(ロ) 電気の使用実態に応じ、(イ)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量の変更をすることができるものとします。</u> <u>二 料金</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧	新
(新規追加) 附則 1 実施期日 本約款は、<u>令和 5 年 7 月 1 日</u>より実施いたします。 3—本約款の実施にともなう切替措置 令和 5 年 7 月分の料金の算定における別表 2（燃料費調整）の算定諸元については、別表 2（燃料費調整）(1)イ、ロおよび(2)にかかわらず、次のとおりといたします。 (1) —α, β, γ	<u>料金は、別途料金表に定めるところによる基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。</u> <u>ホその他</u> <u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、34（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u> <u>(4) その他のプラン</u> <u>16（電力需要）(1)から(3)の適用条件によらない契約、またはお客さまが希望され、かつ当社が認めた場合においては、お客さまと当社との間で協議によりその他のプランを個別に設定する場合があります。</u> 附則 1 実施期日 本約款は、<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>より実施いたします。 (削除)

新旧対照表 電気供給約款【低圧】（北海道電力エリア）令和 7 年 4 月 1 日実施

旧				新
(2) 基準燃料価格	供給区域	α	β	γ
	北海道電力ネットワーク株式会社	0.1937	0.0859	1.0027
	供給区域	基準燃料価格		
	北海道電力ネットワーク株式会社	88,100 円		
(3) 基準単価	供給区域	単位	基準単価	
	北海道電力ネットワーク株式会社	1キロワット時につき	19 銭 7 厘	